

平成30年（2018年）12月21日

第56回広島市都市計画審議会
議 事 録

事 務 局

都市整備局都市計画課

第56回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成30年(2018年)12月21日 午後2時00分

2 開催場所 広島市役所 議会棟4階 第三委員会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 渡邊一成 山本哲生 小林文香 田中貴宏 且井佑佳 原口淳子

イ 市議会議員 太田憲二 桑田恭子 谷口修 原裕治 三宅正明 宮崎誠克

元田賢治

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 地方事業評価管理官 中川 哲志

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課課長補佐 錦織 直紀

オ 市民委員 天方淑枝 若本修治 井上百合子

以上 18名

(2) 欠席者

学識経験者 渡部伸夫 米田輝隆

(3) 傍聴人

一般 2名

報道関係 1社

4 閉 会 午後2時40分

平成30年度 第56回広島市都市計画審議会

日時：平成30年12月21日（金）
場所：広島市役所議会棟4階第三委員会室

○事務局（萬ヶ原都市計画担当部長）

定刻の少し前ですけども、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第56回広島市都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただき都市計画担当部長の萬ヶ原でございます。よろしくお願いたします。

審議に入ります前に、今回、新たにご就任いただきました委員をご紹介させていただきます。お手元の、広島市都市計画審議会委員名簿をご覧ください。

関係行政機関の委員としてご就任いただいております、国土交通省中国地方整備局長の川崎茂信様が、本年9月の人事異動により退任され、前回の審議会では手続きの関係で空席となっております。この度、手続きが整い、新たに着任されました。中国地方整備局長の水谷誠様に、ご就任いただいております。なお、本日は、地方事業評価管理官の中川様に代理出席いただいております。

また、学識経験者の環境関係委員の田中貴宏様におかれましては、本年7月に御就任いただいておりますが、前回、ご都合により欠席でしたので、本日、改めて御紹介させていただきます。田中委員でございます。以上で、報告を終わります。

さて、本日の議案は、2件でございます。第1号議案は、広島市立地適正化計画の策定について（諮問）です。計画策定にあたり、都市再生特別措置法に基づき、本審議会の意見を求めるものでございます。第2号議案は広島市都市計画審議会運営要綱の一部改正についてです。地方自治法施行令の改正により平成30年4月1日から土地区画整理事業の事業計画の意見書に対する付議先が、広島県都市計画審議会から広島市都市計画審議会へ変更となったことにより、所要の改正を行うものでございます。それでは、これより議事進行は渡邊会長にお願いしたいと思います。渡邊会長、よろしくお願いたします。

○渡邊会長

皆様こんにちは。本日は、御多忙の中、委員の皆様には御出席を賜り、ありがとうございます。本日御出席いただいております委員の方は、20名中18名でございます。都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立しております。次に、本日の議事録の署名をお願いする方を指名させていただきます。本日の署名は、小林委員 と原委員 をお願いいたします。

それでは、早速ですが審議に入りたいと思います。第1号議案広島市立地適正化計画の策定についてでございます。当計画は、平成27年7月以来、委員には御審議いただいているところでございますが、最終的な策定にあたり、本日、本審議会に諮問されております。

審議に入る前に、この議案につきましては、前回9月の審議会で素案が承認され、その後、市民意見が募集され、その際提出された意見とこれに対する広島市の考え方にに基づき、第9回立地適正化計画専門部会で議論しておりますので、先ずは、その部会の報告をさせていただき、その後、立地適正化計画の策定について、改めて審議いただきたいと考えています。なお、本来なら専門部会の部会長である私の方から部会の報告をすべきところですが、当審議会の議長を兼ねておりますので、この報告は専門部会の副部会長をお願いしたいと思います。本日は、副部会長である広島大学大学院工学研究科塚井准教授に、お越しいただいております。塚井副部会長、恐れ入りますが、お席の移動をお願いします。それでは、塚井副部会長、専門部会の報告をお願いします。

○塚井副部会長

立地適正化計画専門部会の副部会長の塚井誠人です。11月16日に、委員5名の出席のもと専門部会を開催しました。資料2-1立地適正化計画専門部会第9回の意見と対応について、を御説明する前に、当日部会に提出されました、資料3 広島市立地適正化計画（素案）に関する市民意見の要旨と広島市の考え方について、まず、事務局から説明させていただきます

○事務局（黒瀬都市計画課長）

お手元にお配りしております右肩に資料3と書かれた広島市立地適正化計画（素案）に関する市民意見の要旨と本市の考え方についてをご覧ください。

1の市民意見の募集期間及び2の市民意見の募集結果です。立地適正化計画（素案）について、本年9月14日から10月12日までの1か月間縦覧を行い、この期間意見を募集しました。これに対する応募者数は9人で、意見の件数は24件でした。なお、資料では、応募のあった9人の意見をA、B、Cとアルファベットにて分類しております。3の意見の要旨と本市の考え方について、Aの方から順に説明させていただきます。

Aの1をご覧ください。意見の要旨は、都心等へ誘導する大型商業施設として、5階以上の建物を想定されているが、今後の商業施設の立地動向を想定した場合、大半は2～3階建の規模ではないか。という意見です。

これに対して本市は、都心等へは公共交通によるアクセスの利便性が高いことを踏まえつつ、高度利用を図る必要があることから、そこに導入する商業施設は、容積率を十分活用した高層の都市型の施設がふさわしいもの。と考えています。

Bの1をご覧ください。意見の要旨は、全市的な目標と合わせて、せめて日常生活圏(63中学校区)の目指す姿を提示してほしい。集約型都市構造の実現により期待される効果もこのレベルで解るようにしてほしい。という意見です。

これに対して本市は、日常生活圏は、中学校区よりも広い範囲であるのが通常であると考えられることから、目指す姿については、本計画と調和を図って策定している都市計画マスタープランに掲載している区別の整備構想図を参考としていただきたい。と考えます。

Cの1をご覧ください。意見の要旨は、全体像もともかく、個人個人がこの計画により、どんなことを考え、意識し、今後の方針建てをする必要があるかを示してほしい。という意見です。

これに対して本市は、本計画は、住宅などの建設計画を個人レベルで具体化する

際に、調和したまちづくりを進めていただくことを期待するものであるが、第一義的には、公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりを推進するための立地適正化計画制度を運用するためのものであることを理解いただきたい。と考えます。

Cの2をご覧ください。意見の要旨は、もっと街をみてそれぞれの地域・地区に似合った計画内容の積み上げが要るのではないか。という意見です。

これに対して本市は、日常生活圏を踏まえながら、それぞれの地域・地区の特性に配慮した計画内容としている。と考えています。

Cの3をご覧ください。意見の要旨は、基本目標に、限られた財政で効率よい官民協働のまちづくり、を加えてはどうか。という意見です。

これに対して本市は、ご提案の意見は、基本目標の実現に向けての手段として重要な提言であるため、基本目標の実現に向けて、に追記する。こととします。恐れ入りますが、4ページをご覧ください。下から4行目に、赤字で記載しております、効率的な財政運用を前提として、官民協働による取組の下で、を追記することとします。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただき、Cの4をご覧ください。意見の要旨は、期待される効果の設定がそれぞれの分野がこれまで掲げてきた数値、平成31年、平成H32年目標値では、期間が短く、本計画との整合性がとれないのではないか。という意見です。

これに対して本市は、本計画は、2030年までの期間中に施策展開の状況を踏まえて、目標値の見直しを行うことにしています。現に設定している目標値、期待値は、本計画の着実かつ確実な実施を図るために関連計画との整合性を重視しているものであることを理解いただきたい。と考えます。

Cの5をご覧ください。意見の要旨は、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、及び土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域から除外エリアとなるが、図面の大きさから図示することが困難なため表示していないので、具体的に示してほしい。という意見です。

これに対して本市は、災害危険区域及び土砂災害特別警戒区域の詳細については、

本市の運営するひろしま地図ナビの他、参考となる関連ホームページなどを81ページに掲載しているため、これらを参照していただきたい。と考えます。

Cの6をご覧ください。意見の要旨は、将来人口の推移は地域で違いがあるのではないか。地域ごとの数値で検討してほしい。という意見です。

これに対して本市は、将来人口については、中学校区単位で推計を行い、その結果数値を踏まえ、より視覚的に分かり易くするため、10ページから17ページに図で表示しております。

Dの1をご覧ください。意見の要旨は、浸水等に関する災害リスクを周知し居住を許容する区域とあるが、市民の財産ともなる土地に対して居住を許容という表現ではなく、災害リスクを周知する区域のような表現で充分である。という意見です。

これに対して本市は、市民に誤解を与えないよう意見を反映し、表現を見直す。こととします。恐れ入りますが、5ページをご覧ください。項目名称や文章など4か所について、赤字の見え消しで表示しておりますように、災害リスクを周知する区域となるようこの文言を削除することとします。

恐れ入りますが、2ページをお開きいただき、Eの1をご覧ください。意見の要旨は、立地適正化計画で、巨大地震の想定はなさそうだが、活断層がありながら油断していた熊本にみるように、それが想定外にならないためにも、もっと厳しい居住誘導地域の線引き、災害からの緩衝帯であるバッファゾーンでも設けたほうがいだろう。という意見です。

これに対して本市は、地震については、その性質上、警戒する区域を設定するといった手法が法令等でも定まっていなため、現段階での対応は困難である。と考えています。

Eの2をご覧ください。意見の要旨は、土砂災害警戒区域では住宅の新築は禁止し、すでにある既存住宅も区域外への移転を誘導して、世代が交代する30年後には住居自体が無くなることを望ましい。という意見です。

これに対して本市は、財産権に対する制約については、法令上の根拠が必要であ

るが、それがいないため、居住誘導することとその周知を図っているところである。と
考えています。

Eの3をご覧ください。意見の要旨は、土砂災害警戒区域は、生産緑地と同様、自
治体为先買権を設定し、最終的には買い取ることも選択肢とし、その土地は災害バッ
ファゾーンでありながら、収益を生み出す再生可能エネルギーゾーンとして整備して
もいい。という意見です。

これに対して本市は、具体的御意見であることから、本計画との調和という視点
に立ちつつ、所要の方策を検討する上での参考とさせていただく。と考えます。

Eの4をご覧ください。意見の要旨は、都市部では車の移動によらない買い物や生
活密着型サービスが地元の中小事業者で提供できるような適切な人口密度の維持に、
細心の注意を払うべきである。という意見です。

これに対して本市は、適切な人口密度の維持は、生活密着型サービス施設の維持を図
るために重要であるが、生活密着型サービスの提供主体は多様な施設を考える必要が
ある。と考えています。

Eの5をご覧ください。意見の要旨は、地元の不動産・建築関連企業と地銀や税理
士・弁護士などが連携し、地域が持続可能な施設・住居の供給が出来るような土地活
用スキームも、早めに地元が構築しておくべきだ。という意見です。

これに対して本市は、土地利用を行う際の具体的御意見であることから、本計画
との調和という視点に立ちつつ、所要の方策を検討する上での参考とさせていただき
たい。と考えます。

Eの6をご覧ください。意見の要旨は、基本目標に、200万人広島都市圏構想を掲
げ、位置付けに広島市地域公共交通網形成計画と連携させるのであれば、広域都市圏
の公共交通体系の現状や課題、将来近隣市町との人口の奪い合いにならないためのシ
ナリオに関しても記載が欲しい。という意見です。

これに対して本市は、200万人広島都市圏構想は、そもそも圏域の24市町が一体と
なって、圏域経済の活性化と人口200万人超を目指すものであり、その実現を目指す

ために、圏域内の公共交通網の充実・強化についても、現状・課題とそれを踏まえた上で連携を図りながら具体的な取組を行うことが記載されているものであることを理解いただきたい。と考えます。

Eの7をご覧ください。意見の要旨は、広島デルタ地帯は、南北に走る交通機関は整備されているが、東西の移動がネックとなっており、すでに通勤客が見込めないアストラムライン延伸よりも、むしろデルタ地域の東西線、循環線を複数化し、投資も維持管理も容易なトラム、LRTの新線を整備するなど、都心活性化プランにも寄与できれば、サッカースタジアム問題も解消できるだろう。という意見です。

これに対して本市は、御意見については、本市において交通機関の整備に関する所要の方策を検討する際の参考とさせていただきたい。と考えます。

Eの8をご覧ください。意見の要旨は、自治会・町内会の組織率低下が問題になっており、これは、都市計画や街づくりの失敗が影響を及ぼしていると考えられるため、今回策定する立地適正化計画などで、是正していくことが不可欠だと考える。という意見です。

Eの9をご覧ください。これはEの8と同様のもので、意見の要旨は、空き家問題も含め、土地利用の在り方や住宅供給の中身が問われており、出生率の低下も主婦の孤独が要因の一つで、地域の人間関係の良好さによって改善も期待される。という意見です。

これらに対して本市は、自治会や町内会の組織率の低下や空き家問題は、地域コミュニティの維持という課題と不可分のものであることから、本計画における居住誘導区域に係る誘導施策等を展開する中で適切に対応すること。としております。

Eの10をご覧ください。意見の要旨は、欧米のように、地価よりも建物自体の資産価値が維持できれば、建物の固定資産税収入は安定し、中古住宅の売買によって、地元の不動産業者も事業の持続可能性が高まり、リフォームのほか地域密着型産業での雇用も見込まれる。空き家解消のためにも、建築技術者育成は急務だろう。という意見です。

これに対して本市は、建物の長寿命化に関する御意見であり、本計画に基づく諸施策を実施する上で、重視すべき1つの視点と。考えられます。

Eの11をご覧ください。意見の要旨は、施設や構造物が老朽化しても、巨大な災害や大規模停電などによって、倒壊や建物の不具合によって人的被害を出さないことを第一義として、新たなインフラ計画・公共事業計画を立てること。という意見です。

これに対して本市は、インフラ資産に係る老朽化等への対策については、広島市公共施設等総合管理計画や広島市橋梁維持管理実施計画等において、所要の対応策を講じること。としております。

次のページをお開きいただき、Fの1をご覧ください。意見の要旨は、近年、広島市近辺では土砂災害が頻発しており、今後もさらに土砂災害は増えるとの認識を持つ必要がある。また、超高齢化社会で75歳以上の後期高齢者がこれからも増加するという現実がある。このような状況を考えて、大切な視点は、以下の9点である。として、(1) 安全な地域へ高層アパートを建設する等、土砂災害危険地域以外に大量の住居を供給する。(2) 公共交通機関の活用で交通弱者を減少させる。(3) 土砂災害地域から安全な高層アパートへの転居促進で命と財産を守る。(4) たとえば、土砂災害危険区域外の河戸帆待川駅周辺にアパート住居、地域の避難所機能、コンビニなど商業店舗を備えた高層アパートを建設する。(5) 土砂災害危険地域に住む年金生活者、後期高齢者などを優先的に転居を促し、その場合、元の住居の固定資産税の免除などの優遇策もあわせて行い、新たな経済負担が生じないようにする。(6) 駅に近いところにアパート住居があると、知人が来る時や新しくできる安佐市民病院へ行く時の電車利用が便利になる。(7) 平地になり、距離も近くなるため、役所、郵便局、スーパー、ホームセンター、コンビニ等へ行くことが容易になる。(8) この高層アパートは、食糧や毛布を備蓄する等避難所機能も持たせる。(9) この高層アパートには、近隣住民も含め、コミュニティの場所も提供し、快適な暮らしのサポート機能も持たせる。以上のような考え方により、長期的な安全安心な暮らしが実現できるモデルになると考える。という意見です。

これに対して本市は、ご意見は、基本目標4に掲げている安全・安心な居住環境の確保を図る上で重要な視点であり、本市において所要の方策を検討する上での参考とさせていただきたい。と考えます。

なお、Gの意見は、本計画は大変有効だと考えるので、早急に策定してほしい。Hの意見は持続可能な都市づくりを進めていく必要性を強く感じているので、本計画を策定し、集約型都市構造への転換を進めてほしい。Iの意見は、本計画の目標である集約型都市構造について共感し、是非実現してもらいたい。今後はこの目標実現のために必要な関連計画等についても着実に進めてもらいたい。といった本計画への賛成意見となっております。

以上が「市民意見の要旨と本市の考え方について」の説明でございます。

○塚井副部長

それでは、先日開催した専門部会での意見などについて、私から報告させていただきます。

お手元にお配りしております右肩に資料2-1と書かれた立地適正化計画専門部会第9回での意見と対応についてをご覧ください。表の左側の、分類の列のC3などの記号は、先ほどの資料3の中の応募者毎の分類とリンクしておりますので、合わせてご覧ください。今回の専門部会では、大きくは6つの項目について意見が出されました。

1つ目が、C3の官民協働についてで、委員から、従来からこの計画には、官民協働という精神があつて、あえて今まで書かなかつたが、指摘を踏まえて当然あつただろう概念を再確認という意味で書いたということでもいいか。という確認がありました。これに対して、広島市からは、御意見のとおり、確認の意味で記載した旨の回答がありました。

2つ目は、D1の災害リスクを周知する区域についてで、市民意見に対する広島市の対応は特に問題はなかったのですが、修正した文章が日本語的に分かりにくいところがありました。このため、2人の委員から意見があり、1つは、上から3行目の

居住者に周知する、の前に、このことを、との文言を加えるとより理解しやすくなるのではないか。という意見、もう1つは、文章が4行あって長いため、内容が切れる、設定する、までで一回切ってはどうか。との意見がありました。これに対し議論したところ、これらの意見を踏まえて修正することとしました。その修正内容については、恐れ入りますが2ページをご覧ください。文章を2つに分けるとともに、赤字で表示しているように文言の削除と追加を行うこととしました。

恐れ入りますが1ページお戻りください。3つ目は、E5の土地活用スキームについてで、これについても2人の委員から意見があり、1つは、この意見に具体的に関係するのは、老朽化空き家の問題で、立地適正化を図る場所にこのような空き家が残存しているのは社会的によくないということだと思う。老朽化空き家の撤去案件が具体的に出てくれば、こういう方々の協力が必要になると思う。視点としては大事にしておいてほしい。という意見がありました。これに対して、広島市からは、御意見を踏まえて、所用の方策を検討する上で、この視点を大事にしていきたい旨の回答がありました。

もう1つは、都市再生緊急整備地域に指定され、これから紙屋町・八丁堀の再生が動き始めれば、銀行などのアイデアのみでは再開発は難しいが共同建替えなどの対応はできるかもしれない。一方、土地活用スキームまでいくか分からないが、行政だけでは太刀打ちできない再生もあり、みんなで枠組みを作ってその中で進めるという、そういう一定の議論は必要と思われる。ぜひ、所要の方策を検討する上で参考としていただきたい。という助言がありました。これに対して、広島市からは、御意見を踏まえて、所用の方策を検討する上で参考とさせていただきたい旨の回答がありました。

4つ目は、E7の東西の交通についてで、委員から、南北方向の交通はいいが、東西方向の交通は川があり、災害が起きた時は寸断される可能性もある。この東西方向の交通の問題については大事だと思う。という意見がありました。これに対して、広島市からは、御意見を踏まえて、所用の方策を検討する上で参考とさせていただきたい旨の回答がありました。

5つ目が、全体に関するものとして、広島市の考え方についてで、委員から、色々な意見があるが、本計画に直接関連しないものもあり、何々の際に対応していく、や、何々の際に参考にしていく、という表現がいくつかある。市政を進める上で大切な意見もあり、確実に実施してほしい。また、後日、今回の市民意見と同じようなことを感じられる市民もいた時に、今回議論したことが分かるようにしておいてほしい。という意見がありました。これに対して、広島市からは、御意見について、対応すべきこと、参考にすべきことについては、適切に取り組む。また、この市民意見の要旨と本市の考え方については、今後、市のホームページで公表していきたい旨の回答がありました。

6つ目も、全体に関するものとして、交通ネットワークについてで、委員から、コメントというかこうしてほしいという強い意見ではないが、居住誘導の区域に、良好な歩道環境を整備し、とか、短距離の移動、特に自転車、歩行に関する環境をきちんと確保するといったような表現があればよかった。という意見がありました。これに対して、広島市からは、本計画と連携している広島市総合交通戦略等において、取り組むこととしている旨の回答がありました。なお、参考までに、本計画では93ページに広島市の取組として、安全で快適な歩行者・自転車空間の確保などに取り組めます。と一か所ですが記載されている部分がありますので紹介しておきます。

以上、修正箇所については、渡邊部会長と私で修正内容を最終的に確認し、お手元にお配りしております第1号議案の計画案が、専門部会としてとりまとめたものでございます。以上で専門部会の報告を終わります。

○渡邊会長

塚井副部会長、ありがとうございました。

それでは、この報告に関しての御質問等がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、専門部会の報告は、以上で終了させていただきます。なお、塚井副部会長におかれましてはここで御退席となります。塚井副部会長、本日はありがとうございました。

○渡邊会長

それでは、第1号議案につきましては、ただいま報告がありましたように、前回9月の審議会で説明のあった計画（素案）から一部を修正し、最終的にお手元にお配りしております計画案になっております。それでは、第1号議案につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○渡邊会長

本件について、特に意見がないようですので、原案どおりとすることを適当と認めると市長へ答申することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

○渡邊会長

ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、第1号議案につきましては、左様のとおり決定いたします。

続きまして、第2号議案につきまして、事務局から説明願います。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

恐れ入ります。スライドのセットをいたしますのでしばらくお待ちください。

それでは、第2号議案 広島市都市計画審議会運営要綱の一部の改正について、を説明します。本議案につきましては、お手元に資料もございますが、内容を分かり易くスライドにまとめましたので、前方のスクリーンをご覧ください。

本議案は、土地区画整理事業を実施する際、事業計画が作成されることとなりますが、その意見書の審査に関する事項を本市要綱に追加しようとするものです。

1 経緯、土地区画整理事業の事業計画の決定の際の事務の流れに沿ってご説明します。まず土地区画整理事業の都市計画決定後、事業計画の案を作成し、縦覧します。この縦覧時に、意見書の提出がなければ、そのまま事業計画の決定となります。一方、意見書の提出があった場合は、都市計画審議会にはかり、その意見書の採択又は不採択について審議することとなっています。この際、意見書が不採択と認められれば事

業計画の決定となりますが、採択となれば、事業計画について必要な修正を加えることとなります。こうした中、地方自治法施行令第174条39第3項の改正があり、本年4月から意見書の付議先が県都市計画審議会から、市都市計画審議会に変更となりました。これに伴い、当審議会に、この、土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査について定めがないため、所要の手続きを整備しようとするものでございます。

2 要綱改正に関する具体的手続き、要綱の改定に関する具体的手続きについてご説明します。スライドの赤の四角で囲った範囲は3月まで広島県都市計画審議会で行っていた事務手続きです。意見書が提出された場合、都市計画審議会で審議することとなりますが、この際、口頭意見陳述等の審理手続の申出があった場合は、会長が審査に関する具体的方法を決定し、審理手続を実施し、最終的に都市計画審議会において意見書の採否の決定を行うというものでした。このたび意見書の付議先が本審議会に変更されましたので、基本的には、この事務フローを継承することとし、意見書の審査に関する方法は、委員の意見を踏まえて会長が決定し審理手続を行うようにするものです。

3 要綱の追加項目、要綱への具体的な追加項目は、当審議会運営要綱に土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査として第8条を追加することとし、第1項に、土地区画整理法第55条第4項の規定に基づく土地区画整理事業の意見書の採択に係る議決に先立ち行う、同条第5項に規定する意見書の内容の審査に関する方法は、各委員の意見を踏まえ会長が決定するものとする。第2項として、前項の審査に当たり、会長は、必要があると認めるときは、委員又は庶務を行う職員に事務を行わせることができるものとする。というものです。

今後は、意見書が提出され、加えて口頭意見陳述等の申出があった場合には、その審査方法は審議会委員の皆様の意見を踏まえ会長が決定し進めることとしたいと考えています。以上で第2号議案についての説明を終わります。

○渡邊会長

はい、ありがとうございました。それでは、第2号議案につきまして、御質問、

御意見等がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、本件について、特に意見がないようですので、原案どおり可決することにしてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○渡邊会長

ありがとうございます。異議なしと認めます。それでは、第2号議案につきましては、左様のとおり決定いたします。

以上で、予定された案件はすべて終了いたしました。事務局から何かありますか。

○事務局（黒瀬都市計画課長）

ご審議ありがとうございました。広島市立地適正化計画につきましては、本審議会、及び専門部会の委員の皆様には、足掛け4年の長きに渡り、ご議論いただき誠にありがとうございました。今後、市民の皆様や関係機関への周知に努め、年度末を目途に運用を開始したいと考えています。

○渡邊会長

以上で本日の審議会を終了いたします。

本日は、大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございました。